

## 平成23年度 第1回四街道市文化財審議会会議録

日 時 平成23年7月7日(木) 15時00分～16時30分  
場 所 市役所第2庁舎第2会議室  
出席委員 小倉会長 中野副会長 松平委員 樋口委員 加倉井委員  
宮田委員 吉田委員 菊田委員 大矢委員  
事務局 木村教育長 實川教育部長 久留戸課長 楠岡副主幹 川端副主幹  
渋谷主査

1. 開会(社会教育課長)
2. 委嘱状交付式(教育長より委嘱状交付)
3. 教育長挨拶
4. 正副審議会長の選出(座長 教育長)  
会長は、樋口委員の推薦によって小倉会長が選出される。  
副会長は、樋口委員の推薦によって中野副会長が選出される。  
会長挨拶(小倉会長)
5. 委員及び職員の紹介(委員自己紹介、社会教育課長より職員紹介)
6. 会長及び副会長の選出(座長:教育長)
7. 会長あいさつ

(事務局)・情報公開について

- ① 会議は原則公開とする。情報公開条例では非公開とすることもできる。
- ② 会議録は公開する。その際発言者を明記する。また、議事録署名人を1名選ぶ。  
議事録署名人に菊田委員を選出。

(大矢委員) 会議録を詳細に採ることは難しいのではないか。

(教育長) 要点筆記だと発言者の意図したものが伝わらないのではないか。

(社会教育課長) 要点筆記の時は、発言者に議事録を確認してもらう。

本日の文化財審議会については、議事録は全てないしは要点筆記という方法がある。各委員名は記載してよろしいか。

(委員) 異議なし

8. 議事(進行:小倉会長)

(1) 平成22年度事業報告について

(事務局) 資料に基づき平成22年度に実施した事業について報告を行う。

(中野副会長) 確認事項として会議資料にある(6)文化財保存事業補助金等の表の記載であるが、内黒田はだか参り保存会の活動内容が「伝統無形文化財」となっているのは、「伝統」と「無形」が一緒になっており伝統無形文化財という言い方はしない。

伝統文化と無形文化財が混同しており、「伝統」は伝統行事からきているのでは。どちらかに統一した方が良い。

指定物件としたら「無形民俗文化財」という呼称である。

(事務局) 訂正させていただきます。

(大矢委員) 市指定文化財協力者謝礼が49件の管理者25人とある。資料には国の登録文化財を含めて有形文化財をはじめ66件とあるが、このうち49件はどれにあたるのか。

また、どのような数え方をしてまた、重複とかがあるのか。

(事務局) 市指定文化財協力者謝礼49件と資料2頁目の66件の資料の点数であるが、例えば、市指定文化財の所有者のなかには、個人所有とか区所有とあるが、1件あたり1万円の謝礼を行っているが、記念物の史跡「八木原貝塚」などが四街道市が所有者であるため、49件と66件の数字の誤差がでている。

(社会教育課長) 八木原貝塚以外にもあるので、後ほどご説明いたします。

(吉田委員) 国登録文化財「近藤家住宅」は広大な敷地で維持管理が大変であるので、1万円の謝礼では済まないのではないかと。サポート体制とかボランティアを組織して管理とか活用ができないか。

所有者は、土蔵での展示会を開催して有効に登録文化財を活用している。「木村家」は戸建てで実際住人がいるが、「近藤家」は、登録の「母屋」の建物に住んでいないため維持管理が大変である。

近藤家は景観を含めており、「近藤家」の建物内の説明や清掃のボランティア組織はできないのか。

また、内黒田の庚申塔であるが、石造物は砂岩のため非常にもろく安山岩は違う。下志津新田の金毘羅様も同様な石材である。

保管上、指定の経緯もあるが、管理は所有者にまかされるが、指定文化財の雨ざらしはどうか。屋根を付けて欲しい。

また、指定するには保管方法まで考慮するのが大切である。市指定文化財の管理報告を提出してもらう方法もあるのでは。

(事務局) 国登録文化財に対して少額ではあるが1万円の補助をしている。  
また、手元に詳しい資料はないが、国登録には税制上の優遇措置というものがある。

(社会教育課長) 指定した文化財は、今後の事業としては記録の一環としてデジタル化での資料保存と方法もある。所有者への提言を行っていく。

(事務局) 内黒田南ノ内の庚申塔は震災で倒壊して剥落した。  
この石塔は、2度移転をしており、所有者の敷地に現在ある。  
また、所有者に上屋の指示はすでに行っているがまだ上屋はできていなかった。あわせて、剥落のために過去に保存処理を行っている。  
上屋はもう一度お願いします。

(中野副会長) 国登録文化財の制度は、指定文化財とは違い登録文化財は自分で保存が必要である。ただし、登録は地元の市町村を通じて手続きを行う。

市条例の第10条の修理・保存についての具体的な表現はされていない。四街道市の場合、修理には予算の範囲内で処理するものとなっている。登録文化財についての補助金制度はほとんどないであろう。

市では条文の範囲内での維持費用・管理費用が基本ではないか。

(社会教育課長) 指定文化財と登録文化財の違いがあるので、維持・管理については、いずれにせよ委員から意見がありましたので、維持管理は本人の意向確認もあるので今後の課題とする。

(大矢委員) 今の話については、国登録の話と内黒田の市指定は条例でいうと第11条の1から4項まで、内黒田石塔は市から所有者に勧告にあたる。

登録の規程では、対象の文化財が毀損しているとある。国登録の場合は、管理が不十分な場合の勧告とかは無い。

市では、登録文化財の管理規程は必要があるのか。

(中野副会長) 「近藤家」などの国登録は、一度は市指定文化財にしてあるのか。

また、「池花南遺跡」考古資料の石器は千葉県指定文化財であるが、やはり、市指定文化財には指定していないのか。

以上のようなことだと国登録文化財と千葉県指定文化財は別項として分けるべきであろう。

意外に四街道市の場合は石造物についての修理費は支出している。

(事務局) 内黒田の庚申塔は保存処理を行っている。所有者に上屋の話をしてある。ただし、時期が不幸にも重なった。

(2) 平成23年度事業計画について

(事務局) 平成23年度の事業計画を資料に基づき説明を行う。

(松平委員) 内黒田の庚申塔が倒壊したが、他の指定文化財の修理費用は大丈夫なのか。また、震災に関する石仏保存の予算については考えているか。

(事務局) 市指定文化財の被害は内黒田の石塔のみで、他についても被害状況は全て確認している。

また、八木原歴史民俗資料室の茶壺が震災で倒れて割れてしまったので修復を行っている。

国登録文化財の「近藤家住宅」の長屋門の土壁の一部が崩落したが、現在は所有者が元の状態に修繕を行っている。今回の土蔵の被害は千葉県に報告を行っている。

(3) その他

(菊田委員) 東日本の震災で大きな被害を受けた気仙沼の出身である。今回、四街道市から消防車が寄贈された。この場をお借りして御礼を申し上げます。

9. 閉 会